

シン・企業年金レポート

2026年1月29日
団体年金事業部

<谷内教授のシン・企業年金レポート：第22回>

確定拠出年金の拠出限度額の拡充について

— 関連政令の公布を受けて —

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による新連載「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。

連載第22回目では、確定拠出年金の拠出限度額の拡充について、2025年12月の関連政令公布により明らかとなった事項を中心に解説します。

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

著者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

確定拠出年金の拠出限度額の拡充について

— 関連政令の公布を受けて —

名古屋経済大学 経済学部 教授
谷内 陽一

目 次

- | |
|--------------------------|
| 1 はじめに |
| 2 2025年12月の関連政令の公布 |
| 3 確定拠出年金の拠出限度額の拡充（政令公布後） |
| 4 おわりに |

1. はじめに

確定拠出年金の拠出限度額の拡充については、令和7年度税制改正大綱（2024年12月20日与党大綱公表、同27日政府大綱閣議決定）によってその取扱いが明確化されたものの、施行期日をはじめとした一部の事項については未確定なままであった。しかし、昨年2025年12月に関連政令が相次いで公布されたことにより、拠出限度額の拡充措置の全容が確定した。本稿では、確定拠出年金の拠出限度額の拡充について、今般の政令公布により明らかとなった事項を中心に解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

2. 2025年12月の関連政令の公布

私的年金の制度改正は、法律だけでなく政令、省令、通知等で規定される事項が多岐にわたるため、改正法（社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和7年法律第74号））の内容だけでは制度改正の全容を把握することはできない。

2025年12月、改正法で規定する私的年金の制度改正を実施するための関連政令が相次いで公布された。その概要は以下の通りである。

（１）社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令¹

改正法の施行期日は、改正事項によって公布日（2025年6月20日）から「公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日」まで15段階²もの多岐に及ぶうえ、施行期日の一部については「政令で定める日」とされており、改正法の公布時点では施行期日の全容は未定であった。

本政令は、改正法附則第1条第1項第9号の規定（施行期日：公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日）のうち、確定拠出年金における企業型年金加入者掛金（マッチング拠出）の額の制限撤廃に係る施行期日を「2026年4月1日」と定めるものである。当該措置については、施行期日を2026年4月1日とする方針が厚生労働省より示されていたが³、本政令の公布により施行期日が確定したことになる。

（２）確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令⁴

マッチング拠出（企業型年金加入者掛金）の額の変更は原則年1回（正確には「拠出単位期間において1回」）とされているが、この変更回数の制限は、加入者の不可抗力による事情を伴う掛金額の変更は回数に計上しないという例外措置が設けられている。

本政令では、上記（1）の政令公布によりマッチング拠出において企業型年金加入者掛金の額が事業主掛金の額を上回ることが解禁されることから、従来は変更回数の制限の例外措置としていた「事業主掛金の引下げにより事業主掛金の額が企業型年金加入者掛金の額を下回ったため企業型年金加入者掛金が事業主掛金を超えないように変更する場合」を、当該例外措置に含めないこととした。施行期日は、上記（1）の政令と同じく2026年4月1日である。

（３）社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令⁵

本政令は、改正法附則第1条第1項第9号に掲げる規定（施行期日：公布の

¹ 令和7年12月19日政令第430号

<https://www.kanpo.go.jp/20251219/20251219g00277/20251219g002770004f.html>

² 適用拡大における企業規模要件の段階的撤廃の施行期日を踏まえると17段階にわたる。

³ 厚生労働省「私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール（2025年7月時点）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001517964.pdf>

※現在は2025年12月時点の内容に更新

⁴ 令和7年12月19日政令第431号

<https://www.kanpo.go.jp/20251219/20251219g00277/20251219g002770004f.html>

⁵ 令和7年12月24日政令第441号

<https://www.kanpo.go.jp/20251224/20251224g00282/20251224g002820070f.html>

日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)のうち、iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入可能年齢の上限引上げおよび確定拠出年金の拠出限度額の拡充に係る施行期日を「2026年12月1日」と定めるものである。当該措置についても施行期日を2026年12月1日とする方針は事前に示されていたが、本政令の公布により施行期日が確定した。

(4) 国民年金基金令等の一部を改正する政令⁶

確定拠出年金の拠出限度額は政令で規定されており⁷、改正法の概要あるいは税制改正大綱などで拠出限度額の引上げが明言されていたとしても、政令が改正されないことには実現しない。

本改正政令は、国民年金基金の掛金の上限および確定拠出年金の拠出限度額の見直しについて規定したものである。これにより、確定拠出年金だけでなく国民年金基金の掛金の上限額も月額6.8万円から7.5万円に引き上げられる。確定拠出年金の拠出限度額の拡充については後述する。

3. 確定拠出年金の拠出限度額の拡充(政令公布後)

上記2.の関連政令の公布を受けて、確定拠出年金の拠出限度額の拡充に係る措置の全容が施行期日を含めて明らかとなった(図表1)。以下では、2026年12月1日に施行される確定拠出年金の拠出限度額の拡充について、今般の政令公布により判明した事項を中心に解説する。

(1) 企業型DCの拠出限度額の引上げ

企業型DCの拠出限度額は、現行の月額5.5万円から7千円引き上げられ月額6.2万円となる。具体的には、確定給付企業年金制度に加入していない者は月額6.2万円、確定給付企業年金等に加入している他制度加入者は「月額6.2万円から他制度掛金相当額を控除した額」とされた。

なお、2024年12月1日前に現存する企業型DCは、制度変更等を行うまでの間は従前の拠出限度額(月額2.75万円)が適用されるが、当該経過措置に係る拠出限度額は引き続き月額2.75万円のままである。

(2) iDeCoの拠出限度額の引上げ

第1号加入者(国民年金の第1号被保険者、自営業者・学生等)の拠出限度

⁶ 令和7年12月24日政令第442号

<https://www.kanpo.go.jp/20251224/20251224g00282/20251224g002820070f.html>

⁷ 企業型DCの拠出限度額は確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)第11条、iDeCoの拠出限度額は同第36条で規定されている。

図表 1 確定拠出年金の拠出限度額の拡充

		現行	改正後	
企業型 DC	企業型 DC のみに加入	月額 5.5 万円	月額 6.2 万円	
	企業型 DC および DB 等 ^{※1} に加入	月額 5.5 万円から他制度掛金相当額を控除した額 ^{※2}	月額 6.2 万円から他制度掛金相当額を控除した額 ^{※2}	
iDeCo	第1号加入者（自営業者・学生等）	月額 6.8 万円 ^{※3}	月額 7.5 万円 ^{※3}	
	第2号加入者（会社員・公務員等）	企業年金に加入せず	月額 2.3 万円	月額 6.2 万円
		企業年金に加入	月額 5.5 万円から企業年金の掛金額 ^{※4} を控除した額（上限 2.0 万円）	月額 6.2 万円から企業年金の掛金額 ^{※4} を控除した額
	第3号加入者（専業主婦（夫）等）	月額 2.3 万円	月額 2.3 万円	
	第4号加入者（任意加入・海外居住者等）	月額 6.8 万円	月額 7.5 万円 ^{※3}	
	第5号加入者（60歳以上70歳未満の継続希望者）	—	月額 6.2 万円から企業年金の掛金額 ^{※4} を控除した額	

※1 確定給付企業年金（DB）、存続厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、共済年金（国家公務員共済、地方公務員共済、私立学校教職員共済）の退職年金等給付。

※2 2024年12月1日前に現存する企業型DCは、制度変更等を行うまでの間は従前の拠出限度額（月額2.75万円）を適用する経過措置あり。

※3 国民年金基金および付加年金と限度枠を共有。

※4 他制度掛金相当額、共済掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額の合計額。

（出所）「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和7年12月24日政令第442号）に基づき筆者作成

額は、現行の月額6.8万円から7.5万円に引き上げられる。引き上げ幅は、企業型DCの拠出限度額と同額の7千円である。第1号加入者の拠出限度額は、制度創設以来初の引き上げとなる。

第2号加入者（国民年金の第2号被保険者、会社員・公務員等）のうち企業年金に加入していない者の拠出限度額は、月額2.3万円から6.2万円に引き上げられる。企業年金等（確定給付企業年金、企業型DC、共済年金の退職年金等給付）に加入している者の拠出限度額は、改正前は「月額5.5万円から他制度掛金相当額、共済掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額を控除した額」とされており、かつiDeCoには月額2万円という個別の拠出上限が課されていた。改正後は、iDeCoの個別の拠出上限が撤廃され、月額6.2万円の拠出枠をiDeCo、他制度掛金相当額および企業型DCの事業主掛金額と共有することとされた。

第3号加入者（国民年金の第3号被保険者、専業主婦（夫）等）は、今般の改正の対象外とされ、拠出限度額は引き続き月額2.3万円のままである。

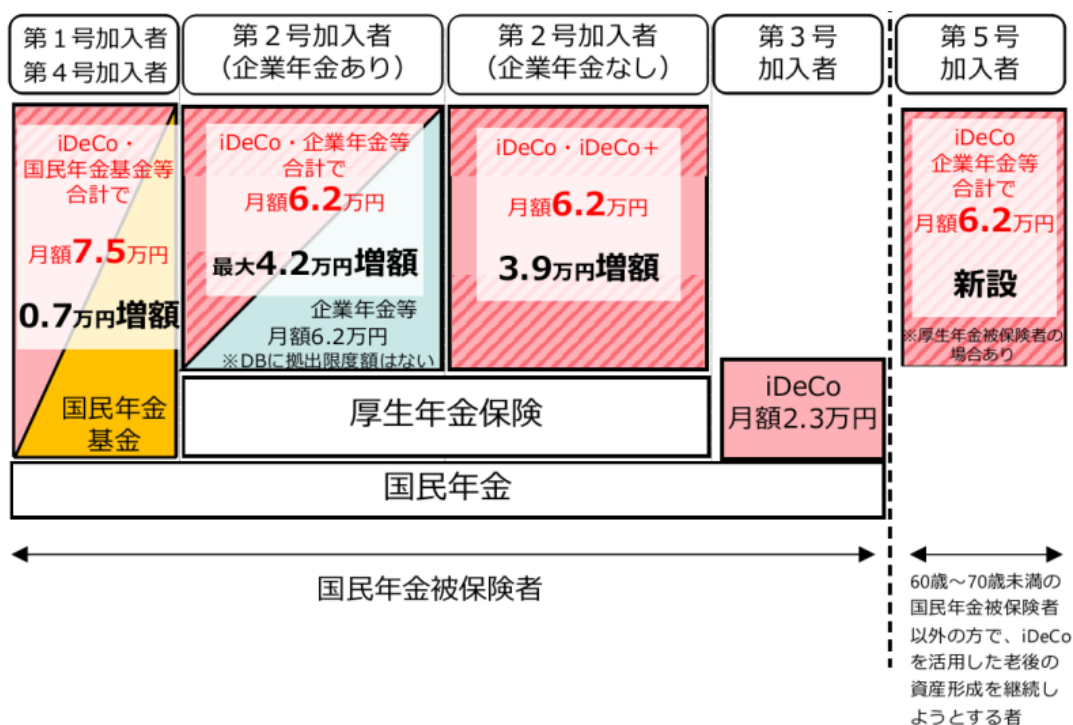
第4号加入者（国民年金の任意加入被保険者、任意加入・海外居住者等）の拠出限度額は、第1号加入者と同様、月額6.8万円から7.5万円に引き上げられる。第4号加入者については、令和7年度税制改正大綱では一切言及されて

いなかったため、拠出限度額に関する情報が長らく不明なままだった。しかし、国民年金の任意加入被保険者の扱いは第1号被保険者に準じたものとするのが通例であることや、現行の第4号加入者の拠出限度額（月額6.8万円）も第1号加入者と同額であったことから、改正後の拠出限度額も第1号加入者と同額になることはおおむね予見されていた。

最後に、今般の制度改正で新たに iDeCo の加入対象となる第5号加入者⁸の拠出限度額は、月額6.2万円とされた。ただし、第5号加入者であっても企業年金等に加入している場合の拠出限度額は、「月額6.2万円から他制度掛金相当額、共済掛金相当額および企業型 DC の事業主掛金額を控除した額」となる。

以上をまとめた改正後の拠出限度額のイメージは、図表2の通りである。

図表2 確定拠出年金の拠出限度額の拡充（改正後）



(出所) 厚生労働省 Web サイト「2025年の制度改正」より抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

⁸ 第1号加入者から第4号加入者のいずれにも該当しない60歳以上70歳未満の者であって、次のいずれかに該当する者（老齢基礎年金またはiDeCoの老齢給付金を受給していない者に限る）。

- ・加入申出の日の前日において個人型確定拠出年金の加入者または運用指図者であった者
- ・企業型確定拠出年金から個人別管理資産の移換の申出をした者
- ・確定給付企業年金から脱退一時金の移換の申出をしようとする者
- ・制度終了した確定給付企業年金の残余財産の移換の申出をしようとする者
- ・企業年金連合会から積立金の移換の申出をしようとする中途脱退者等

4. おわりに

今般の確定拠出年金の拠出限度額の拡充で際立つのは、第2号加入者に係るiDeCoの拠出限度額が大幅に引き上げられるとともに、いわゆる穴埋め型⁹の考え方が取り入れられた点にある。筆者としては、今般の改正が企業における企業年金の制度運営や制度選択にどのような影響を及ぼすのか、引き続き注視したい。

<参考文献>

2025年の制度改正（厚生労働省 Web サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/2025kaisei.html>

私的年金制度の主な改正事項の施行スケジュール（厚生労働省 Web サイト）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001517964.pdf>

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年12月19日政令第430号）（厚生労働省法令等データベースサービス）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251223T0020.pdf>

確定拠出年金法施行令の一部を改正する政令（令和7年12月19日政令第431号）（厚生労働省法令等データベースサービス）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251223T0030.pdf>

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（令和7年12月24日政令第441号）（厚生労働省法令等データベースサービス）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251225T0010.pdf>

国民年金基金令等の一部を改正する政令（令和7年12月24日政令第442号）（厚生労働省法令等データベースサービス）

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H251225T0020.pdf>

谷内陽一（2024）「確定拠出年金の税制改正について：令和7年度税制改正大綱から」『第一生命 年金通信：シン・企業年金レポート第9回』No. 2024-120

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/1972>

谷内陽一（2025）「年金制度改正法案における私的年金の改正事項」『第一生命 年金通信：シン・企業年金レポート第14回』No. 2025-23

<https://nenkintsushin.dai-ichi-life.co.jp/download/2031>

⁹ 共通の非課税限度枠を設定し、当該共通枠から企業年金等への掛金拠出を控除した分について個人拠出を認める方法。今般の改正では、「月額6.2万円」が共通の非課税限度枠の役割を担う。